



青森県基本計画

未来を変える挑戦

～強みをとことん、課題をチャンスに～

Aomori Prefectural Government Master Plan
Changing the Future of Aomori
Breakthrough Innovation

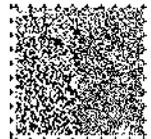
障害を理解し

共に支えあう社会をめざして

- 障害を知るためのガイドブック -

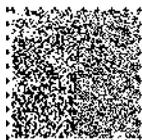


青森県



目次

はじめに	1
1 肢体不自由について	2
2 内部障害について	4
3 視覚障害について	6
4 聴覚障害について	8
5 盲ろうについて	10
6 重症心身障害について	12
7 知的障害について	14
8 発達障害について	16
9 精神障害について	18
10 高次脳機能障害について	20
11 身体障害者補助犬について	22
(参考) 公立の関係機関・団体一覧	24



< は じ め に >

人は誰でも、日々生活していく中で、いつ病気になるか、またいつ事故や災害に遭遇するかわかりません。時と場所を選ばず、障害は誰にでも生じ得るものなのです。

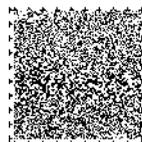
障害の種別や程度も多種多様であり、程度の軽い方もいれば複数の障害をあわせもつ方もいます。また、障害があることが外見ではわからないために周囲の方から理解されず、悩んでいる方もいます。

しかし、周囲の理解や配慮、ちょっとした介助があれば、解決することも多いのです。

本書は、青森県が推進している「だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして※」、障害の内容と配慮してほしいことを多くの方に知っていただくためのガイドブックです。

障害に対して正しい知識をもつことは住みよい地域社会をつくることにつながります。多くの方がこの本を手にし、「あおもり共生社会づくり」の担い手となりますことを期待しています。

※第3次青森県障害者計画の基本理念



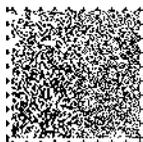
1 肢体不自由について

肢体不自由とは

肢体不自由とは、先天性の疾患や事故などにより、上肢・下肢・体幹の機能の全部又は一部に麻痺や欠損がある障害で、立つ・座る・歩く・物を持ち運ぶなどの日常の動作が困難な場合があります。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・車椅子や歩行器、杖などを利用している方は、ドアの開閉、高い場所や低い場所の物の取得、段差のある場所や急な坂道などで動作に困難が生じることがあります。
- ・マヒや筋力低下等により、食事や機械のボタン操作、書字や物品の上げ下げなど、細かい作業に困難が生じることがあります。
- ・発語の障害等により、コミュニケーションが困難な場合もあります。
- ・肢体不自由の方の中には、体温調節が困難な方もいます。
- ・車を運転する方は、乗り降りに広いスペースが必要です。障害者マークのある駐車場が空いていないため、不自由な思いをすることがあります。



<このようなことに配慮しましょう>

- ・困っていそうなときは、声をかけましょう
- ・相手の立場や同じ目線で話しましょう
車椅子などを利用している方と会話する際は、本人に負担をかけないように、かがんで視線を合わせるよう配慮しましょう。
- ・本人の意思を十分に理解しましょう
何をして欲しいのか、どのような方法が望ましいのか、本人の意思を確認し、対応しましょう。
- ・介助する時は無理をせず、ほかの人の協力を仰ぎましょう
時に複数の人数で介助する場合も必要になることがあります。無理をせず、安全な方法で手伝いましょう。



障害者のための
国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物や施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

車いすを利用する障害者に限定するものではなく、「すべての障害者を対象」としたマークです。

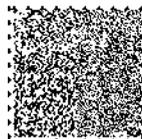


身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法違反となります。

相談機関 青森県障害者相談センター (P24 No.1)
あすなろ総合相談支援センター (P24 No.7)



2 内部障害について

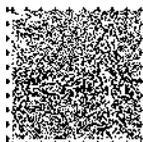
内部障害とは

内部障害とは、体の内部に障害がある方で、心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能障害及び肝機能障害の7種類と定められています。

外見からは障害があることがわかりにくいため、周囲の人の理解が得られにくい障害です。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・外見からはわからないため、公共交通機関の優先席に座ると不審な目で見られ、ストレスを感じる場合があります。
- ・内臓機能の低下に伴い、長時間の作業や重い荷物の運搬など日頃の行動が制限されます。
- ・心臓機能障害ではペースメーカー等を使用しており、携帯電話などの電磁波の影響によって誤作動する場合があります。
- ・呼吸器機能障害では、たばこの煙などに大きな影響を受けます。
- ・ぼうこう・直腸機能障害では、人工こう門・人工ぼうこうを使用している方（オストメイト）もおり、広めの洋式トイレや専用のトイレが必要です。



<このようなことに配慮しましょう>

・外見からはわかりにくい障害であることを理解しましょう

内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがありますので、配慮をお願いします。

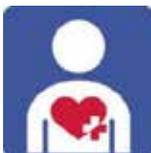
・社会のルールやマナーを守りましょう

携帯電話の電波やたばこの煙など、臓器に悪影響を及ぼすことがありますので注意しましょう。



身体障害者手帳

都道府県(指定都市・中核市)では、様々な福祉サービスなどの援助を受けやすくするための「身体障害者手帳」を交付しています。障害の程度は、種別及び等級(重い順に1～6級)となっています。



ハート・プラスマーク

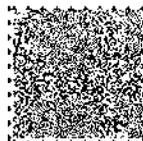
「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)は外見からはわかりにくいので、内部障害の方はこのマークを着用していることがあります。



オストメイトマーク

人工こう門・人工ぼうこうを造設している人(オストメイト)のための設備があることを示すマークです。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



相談機関 青森県障害者相談センター(P24 No.1)

3 視覚障害について

視覚障害とは

視覚障害には、

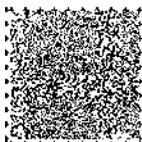
- 視力がない
- 視野（見える範囲）が狭い
- 色の判別がつかない

の3種類があります。

白杖を持っている方や盲導犬と一緒にいる方のように、周りの人が見てわかる方もいますが、目が不自由なだけで外見からはわかりにくい方もいます。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・視覚障害のある方から援助を求めることが難しく、戸惑うことがあります。
- ・音の出ない信号機や交差点では、車の音などを頼りに渡ることもあります。
- ・移動などの際、簡単な説明がないと障害物を避けきれないことや、点字ブロックの上に自転車などがあると、ぶつかって転倒してしまうことがあります。
- ・見えないためにできないことも、ちょっとした手助けがあればできることも多くあります。



<このようなことに配慮しましょう>

・困っていそうなときは、声をかけましょう

周囲の状況がわからないため、状況の変化などを確認することが難しい場合があります。戸惑っている状況を見かけた時は、援助の内容などを確認しましょう。また、誘導するときは半歩前を歩き、肩や肘を貸しましょう。後ろからの誘導は危険です。

・横断歩道や公共交通機関では特に配慮しましょう

音の出ない信号や信号のない交差点は、視覚障害者の方には大変危険な場所です。また、バスや電車など乗り降りするタイミングもわかりにくい場合があります。「どちらの方向に行きますか」「電車に乗りますか」など声がけをしましょう。

・具体的な説明を心がけましょう

「あちらです」「むこうです」「危ない」などの指示語ではわかりませんので、「あなたの右の方向です」、「看板があるので危険です」など具体的な説明をしましょう。

・点字ブロックの上には物を置かないで下さい

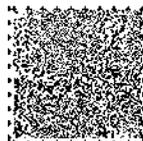
障害物があるため転倒する危険性があります。自転車や車などを駐車する際は、視覚障害者の歩行の妨げにならないよう注意しましょう。



盲人のための国際
シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーに配慮された建物や設備などに付けられている世界共通のマークです。

街中では、信号機など身近なもので見かけることができます。



相談機関 青森県視覚障害者情報センター (P24 No.3)

4 聴覚障害について

聴覚障害とは

聴覚障害者の中には、生来的に全く音が聞こえない方や聞こえにくい方がいます。また、事故や病気、高齢によって聞こえなくなる（中途失聴）方もいます。

聴覚障害は、外見からはわかりにくいため、周囲の人に気づいてもらえないことが多くあります。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・外見ではわかりにくいため、後方から声をかけられてもわからない場合があります。
- ・呼鈴や自動車音など、日常の生活音や社会音に気づかないことがあります。
- ・音声での情報が理解しにくいため、緊急時のアナウンスや災害時の情報もわからないことがあります。
- ・聴覚障害者の一部に、筆談をしても難しいことばを理解することが困難な方もいます。
- ・全ての聴覚障害者が手話を使えるとは限らず、誤解を招くこともあります。
 - ・手話や口話は対面での会話を中心となるため、タクシーなどでの対応に苦慮することがあります。
 - ・聴覚障害者は、自分が声を出したり、手話を使うことで周囲の人に（ジロジロ）見られると、不快になることがあります。



<このようなことに配慮しましょう>

・近隣の聴覚障害者への情報伝達に協力しましょう

災害時等、緊急な事案が発生した際は、情報を伝えてあげましょう。

・長文や複雑な表現を控え、短文で簡潔な情報で伝えましょう

個々人の理解度に差があることもあります。相手の側に立った配慮をお願いします。

・コミュニケーション方法を確認しましょう

筆談、手話、読話（相手の口の動きを手がかりに読み取る方法）、音声での会話など、人によって異なりますので、その人にあった伝達方法を確認しましょう。近年は携帯電話を利用したメールやタブレット端末なども活用できる手段の一つです。



手話によるあいさつ



耳マーク

耳の不自由な方を表すマークで、自分が耳が不自由であることを表わす場合に使用します。

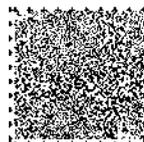
また、自治体や病院などで掲示している場合は、耳の不自由な方から申し出があれば、必要な支援を行っています。



聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

マークの表示は、義務（重度の聴覚障害者）となっています。



相談機関 青森県聴覚障害者情報センター (P24 No.4)

5 盲ろうについて

盲ろうとは

視覚と聴覚の両方に障害があることを「盲ろう」といいます。

盲ろうには、大きく分けて次の4つのタイプがあります。

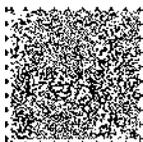
- 全盲ろう 全く見えず、全く聞こえない状態
- 盲難聴 全く見えず、聞こえにくい状態
- 弱視ろう 少し見えて、全く聞こえない状態
- 弱視難聴 少し見えて、聞こえにくい状態

また、盲ろうになる経緯も様々で、先天的なもの、成人期以後に発症したものなど、次の4つのタイプがあります。

- 先天的盲ろう 先天的又は乳幼児期に視覚・聴覚の障害を発症するもの
- 成人期盲ろう 成人期以後に視覚・聴覚の障害を発症するもの
- 盲ベース盲ろう 視覚障害の人が聴覚の障害を発症するもの
- ろうベース盲ろう 聴覚障害の人が視覚の障害を発症するもの

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・自分の力だけで情報を得たり、人と会話したり、外出・移動することが困難なため、社会から孤立してしまうことがあります。
- ・社会参加をするためには、情報入手・コミュニケーションの支援や移動の介助が不可欠です。



<このようなことに配慮しましょう>

・まず、コミュニケーション方法を確認し、話しかけましょう

聴力が残っている方もいますので、そっと手や肩に触れてから自分の名前を伝え、話しかけてみましょう。

聞こえにくい方には、手のひらに文字を書く方法で会話してみましょう。

弱視ろう者には、紙に大きく字を書いて伝えてみましょう。

・周囲の状況を伝えましょう

視覚と聴覚の両方に障害があるので、本人は周囲の状況がわかりません。例えば「部屋の中央にテーブルとイスがあります」、「犬が吠えていますよ」、「お花がきれいに咲いていますよ」など、周囲の状況や音の情報を伝えましょう。

・コミュニケーションをとるよう心がけましょう

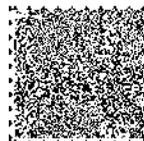
盲ろう者は、人と話す機会が少なく強い不安や孤独を感じることが多いので、周りの人から積極的にコミュニケーションをとるようにしましょう。

・盲ろう者への支援があることを知らせましょう

知り合いの視覚障害者の中で耳の聞こえが悪くなってきている方、あるいは聴覚障害者の中で目が見えなくなってきている方がいたら、盲ろう者向けの支援があることを知らせましょう。



相談機関 青森県視覚障害者情報センター (P24 No.3)
青森県聴覚障害者情報センター (P24 No.4)



6 重症心身障害について

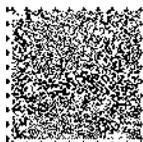
重症心身障害とは

重症心身障害とは、重度の肢体不自由と、重度の知的障害とをあわせもつ大変重い障害です。日常生活をおくるためには介助が必要です。

また、呼吸や栄養摂取が困難であり、医療的なケアを必要とする方もいます。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・自力での移動や寝返りなどが困難なため、車椅子などの補装具が必要です。
- ・排せつや入浴などで介助が必要です。
- ・言葉でのコミュニケーションが難しく、常時介助している方でなければ理解が困難です。
- ・医療的なケアや障害福祉サービスなどの支援も必要です。



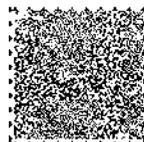
<このようなことに配慮しましょう>

- ・ **重い障害があっても、一人ひとり個性をもって生きている命を守りましょう**

生きている力が家族や周りの方へ生きる喜びや勇気を与えます。

- ・ **困っていそうなときは、声をかけてみましょう**

車椅子などでの移動は、時に複数の方の介助が必要です。介助している方が困っていそうな時は、声をかけましょう。



7 知的障害について

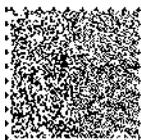
知的障害とは

知的障害とは、知的能力の発達の遅れのため、日常生活や社会において不適応な行動をとることをいいます。

複雑な会話や読み書き、状況の急激な変化などへの対応が困難な場合がありますが、周囲の理解や支援によって就労している方も多くいます。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・複雑な会話や抽象的な表現は理解しにくい場合があります。
- ・読み書き、計算などが苦手な方もいます。
- ・初対面の方とのコミュニケーションや急激な状況変化に対応することが難しい場合があります。
- ・就労の場では、手順や手本などの工夫によって様々な仕事をすることができますが、理解するまでには時間がかかることもあります。
- ・きつい話し方や命令口調で話されると、怒っているように感じてしまうことがあります。



<このようなことに配慮しましょう>

・ ゆっくり話をし、わかりやすい表現で会話しましょう

複雑な会話などが理解しにくいことがあります。「お手伝いすることはありますか？」など、わかりやすい表現でゆっくり話しかけるよう配慮しましょう。

・ 本人の意思を十分に確認しましょう

本人は言いたいこと、やりたいことがあります。自分の意見を押しつけず、時間をかけて理解しましょう。

・ 個人個人の能力を理解しましょう

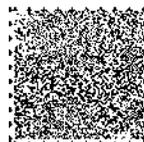
就労の場では本人の適性の理解が必要です。業務内容の伝達方法を工夫するなど職場全体での配慮を心がけましょう。



愛護手帳

青森県では、様々な福祉サービスなどの援助を受けやすくするため、昭和49年から「愛護手帳」を交付しています。
知的障害の程度にはA(重度)又はB(中軽度)があります。

相談機関 青森県障害者相談センター(P24 No.1)
最寄りの児童相談所(P24No.15~20)



8 発達障害について

発達障害とは

発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの脳機能障害」があり、生まれながらの脳の働きの障害と考えられています。

周囲の方の正しい理解や配慮がないと、日常生活に支障をきたすことがあります。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係、社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

それぞれの障害の特性

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係、社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心の偏り
- 不器用（言語発達に比べて）

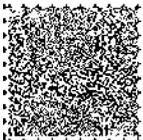
注意欠陥多動性障害 ADHD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

出典：厚生労働省「発達障害の理解のために」



<このようにことに配慮しましょう>

・具体的にわかりやすく伝えましょう

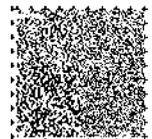
抽象的な概念の理解が苦手なため、具体的なわかりやすい表現、絵や写真、文字などで伝える方法を心がけましょう。

・穏やかに、根気よく接しましょう

新しいことやいつもと方法が異なる時など、状況の変化に対応することが苦手なため、時に混乱し、パニックを起こしてしまう場合もあります。子どもが騒いだり、パニックを起こしたりしているとき、「なぜ親は叱らないのか」と思うことがあるかもしれません。しかし、発達障害の子どもの中には、少しの時間待つことで、早く混乱から抜け出せることもあります。叱ることは、かえって混乱を大きくしてしまいます。

・支援方法を工夫しましょう

具体的にわかりやすく教えてもらうことなど、本人の理解の仕方に対応した支援を必要とする場合があります。発達障害は個人によって、対応方法も大きく異なります。個人の特徴を理解して、その人に合った方法が大切です。



相談機関 青森県発達障害者支援センター「ステップ」
(P24 No.6)

9 精神障害について

精神障害とは

精神障害とは、統合失調症、そううつ病（気分障害）、てんかんなどの精神疾患により、精神機能の障害が生じ、幻覚や妄想、不安や不眠など、精神症状や身体症状、行動の変化が見られ、日常生活や社会参加に困難が生じる状態のことです。

多くの場合、服薬により症状が安定し、軽快していきませんが、病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが低下することがあります。早期治療が大切ですが、誤解や偏見が周囲の人への相談や病院受診への障壁となっていることもあります。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・精神疾患があるため、誤解や偏見の対象となりやすいことがあります。
- ・そっと見守っていてほしい時や、話を聞いて欲しい時もあります。
- ・幻聴や幻覚などの症状により、不安で苦しい思いをすることがあります。
- ・判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。
- ・心の疲労が貯まり、不眠など生活のリズムが崩れ、日常生活に支障をきたすことがあります。



<このようなことに配慮しましょう>

・本人の意見や相談に耳を傾けましょう

傾聴することも大事なコミュニケーションの一つです。自然体で接し、不用意な叱咤や激励は本人のストレスになる場合もありますので留意しましょう。

・行動の変化を知っておきましょう

服薬の中断や過度のストレスなど様々な要因で病状が再発することがあります。再発防止のためには、病状悪化時のサインを知ることも重要です。

・一人で悩まず、専門機関に相談しましょう

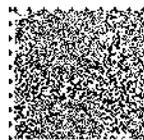
周囲の方も一人で悩まず、医療機関や行政機関などの専門機関に相談しましょう。



精神保健福祉手帳

様々な福祉サービスなどの援助を受けやすくするため、平成8年から創設され、等級によって税法上の優遇などが適応されます。精神障害の程度は重い順に1級～3級となっています。

相談機関 最寄りの保健所(P24No.8～14)
青森県立精神保健福祉センター(P24 No.5)



10 高次脳機能障害について

高次脳機能障害とは

高次脳機能障害とは、脳梗塞やくも膜下出血といった脳血管障害や、事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症などで脳を損傷し、言語・認知（注意）・行為・記憶、そして将来的展望と目的を持って柔軟に行動する能力（遂行機能）などに障害を来した状態をいいます。

外見ではわかりにくく、どんな症状があるのか、症状がどのように現れるかは、人それぞれ異なります。周囲の理解を得られずに大きな負担を抱えることがあります。

<例えば、このようなことに困ることがあります>

- ・新しいことが覚えられず、繰り返し説明してもすぐに同じことを尋ねるようになります。極端な例では、自分のしたことを忘れてしまう、1日の予定が覚えられないなどが生じます。
- ・集中力が続かず、複数のことを同時にすることができなくなったりします。
- ・物事の段取りや優先順位が決められなくなったりします。
- ・感情や行動を調整することが難しくなったりします。



<このようなことに配慮しましょう>

- **正しい理解と周囲の協力が重要です**

障害に対する正しい知識を学び、日常生活や仕事など本人の不安を取り除けるよう協力しましょう。

- **明瞭かつ具体的に伝えましょう**

ゆっくりわかりやすい会話を心がけましょう。情報の伝達は、メモや絵、写真などを活用するなどしましょう。

- **ストレスを発散し、リラックスできる機会を促しましょう**

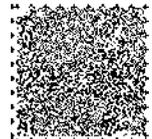
疲労感やイライラ感の様子が見受けられた時は、音楽を聴いたり、体を動かしたりできるよう配慮しましょう。

- **必要な場合は、専門機関に相談しましょう**

本人だけでなく、家族でも解決できないことがあれば、専門機関に相談しましょう。



相談機関 一般財団法人黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター (P25 No.37)



11 身体障害者補助犬について

身体障害者補助犬とは

視覚、聴覚などの障害のある方の日常生活をサポートするため、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の総称を「身体障害者補助犬」といいます。

ペットではなく、障害のある方のパートナーであり、人が入ることのできる様々な場所へ同伴することができます。

●盲導犬

視覚に障害のある方を街中で安全に歩行できるよう手助けします。盲導犬は、仕事中はハーネス（胴輪）をつけています。

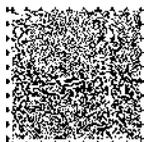
●介助犬

日常の動作に障害のある方の生活の手助けを行います。物を拾ったり、スイッチを押したり、着脱衣の介助などができます。「介助犬」と書かれた表示をつけています。

●聴導犬

聴覚に障害のある方の手助けを行います。インターホンや電話の音などを聞き分け、知らせることができます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。

<例えば、このようなことに困ることがあります>



- ・身体障害者補助犬であることが理解されず、「犬だから」という理由で店舗などから受入れを拒否されることがあります。
- ・ハーネス（胴輪）をつけているときに、黙って触ったり、手を叩いたりすると、犬の気が散り、同伴しているユーザーが危険になります。

<このようなことに配慮しましょう>

- ・ **身体障害者補助犬には触ったり、話しかけたり、食べ物を与えたりしないでください**

身体障害者補助犬は仕事です。補助犬に触ったり、話しかけたり、食べ物あげたりしないようにしましょう。

- ・ **信号待ちの盲導犬を見かけたらユーザーの方に声をかけてください**

犬は色の識別ができません。ですから、信号機のある交差点で盲導犬とユーザーを見かけたら、ひと声「青になりましたよ」などと声をかけてあげてください。

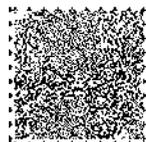
- ・ **身体障害者補助犬の受入れの協力をお願いします**

身体障害者補助犬は、障害者の大切なパートナーですので、店舗などでの受入れをお願いします。もし、他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受入れ義務があること、社会のマナーを守ることができ、また清潔であることを説明し、理解を求めてください。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。
公共の施設や交通機関、テパトやホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。



相談機関 **青森県健康福祉部障害福祉課**
(電話 017-734-9309)

(参考) 公立の障害福祉関係機関一覧

	名称	住所	電話番号
			FAX番号
1	青森県障害者相談センター	弘前市大字西城北一丁目3-7	0172-32-8437
			0172-34-6167
2	身体障害者福祉センター ねむのき会館	青森市大字野尻字今田52-4	017-738-5033
			017-738-0745
3	青森県視覚障害者情報センター	青森市大字石江字江渡5-1 青森福祉庁舎3F	017-782-7799
			017-782-7228
4	青森県聴覚障害者情報センター	青森市大字筒井字八ツ橋76-9	017-728-2920
			017-728-2921
5	青森県立精神保健福祉センター	青森市大字三内字沢部353-92	017-787-3951
			017-787-3956
6	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	青森市中央三丁目20-30	017-777-8201
			017-777-8202
7	あすなろ総合相談支援センター	青森県青森市石江字江渡101	017-782-7773
			017-766-4396
8	青森市保健所	青森市佃二丁目19-13	017-765-5280
			017-765-5202
9	東地方保健所	青森市第二問屋町四丁目11-6	017-739-5421
			017-739-5420
10	弘前保健所	弘前市大字西城北一丁目3-7	0172-33-8521
			0172-33-8524
11	八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-3336
			0178-27-1594
12	五所川原保健所	五所川原市字末広町14	0173-34-2108
			0173-34-7516
13	上十三保健所	十和田市西二番町10-15	0176-23-4261
			0176-23-4246
14	むつ保健所	むつ市大湊新町11-6	0175-24-1231
			0175-24-3449
15	中央児童相談所	青森市大字石江字江渡5-1	017-781-9744
			017-781-4175
16	弘前児童相談所	弘前市大字西城北一丁目3-7	0172-36-7474
			0172-36-8726
17	八戸児童相談所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-2271
			0178-27-2627
18	五所川原児童相談所	五所川原市字栄町10	0173-38-1555
			0173-38-4637
19	七戸児童相談所	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-8086
			0176-60-8087
20	むつ児童相談所	むつ市中央一丁目1-8	0175-23-5975
			0175-23-5982

(参考) 関係団体一覧

	名称	住所	電話番号
			FAX番号
21	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会	青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	017-738-5059 017-738-0745
22	青森県肢体不自由児・者父母の会連合会	青森市大字浦町字奥野69-26	017-774-3058 017-774-3058
23	青森県重症心身障害児(者)を守る会	十和田市西十三番町56-22	0176-23-8603 0176-23-8603
24	一般社団法人日本筋ジストロフィー協会青森県支部	青森市浪岡字女鹿沢字平野155	0172-62-5507 0172-62-5507
25	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会青森県支部	青森市千富町二丁目11-21	017-781-8475 017-738-4534
26	うとう心臓友の会	青森市東造道2-6-6	017-736-3605 017-736-3605
27	青森県腎臓病患者連絡協議会	青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	017-728-6440 017-728-8561
28	公益社団法人日本オストミー協会青森県支部	青森市大字前田字中野25	017-754-3634 017-754-3634
29	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会	青森市大字石江字江渡5-1 青森県視覚障害者情報センター内	017-783-3447 017-783-3447
30	一般社団法人青森県ろうあ協会	青森市大字筒井字ハツ橋76-9 青森県聴覚障害者情報センター内	017-728-2279 017-728-2273
31	青森県難聴者・中途失聴者協会	青森市本泉二丁目4-21	017-737-1282 017-737-1282
32	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会	青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	017-738-5122 017-738-5235
33	公益社団法人日本てんかん協会青森県支部	青森市筒井一丁目7-8	017-744-5257 017-744-5257
34	青森県自閉症協会	青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	017-781-8744 017-781-8744
35	特定非営利活動法人青森県精神保健福祉会連合会	青森市大字三内字沢部353-92	017-787-3951 -
36	特定非営利活動法人あおもりののちの電話	弘前市大字袋町1番地1	0172-33-7830 -
37	一般財団法人黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	弘前市大字扇町1-2-1	0172-28-8220 0172-28-7780
38	青森高次脳機能障害者家族会「あつがるメイ ト」	弘前市大字扇町1-2-1 弘前脳卒中・ リハビリテーションセンター内	0172-28-8220 0172-27-9013



この冊子には、視覚障害者の方が音声で情報を知ることができるよう専用の活字文字読み上げ装置により音声で読み上げる「音声コード」が付されています。

青森県健康福祉部障害福祉課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

電話 017-734-9307

FAX 017-734-8092

ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp>

平成26年12月作成